

串間市移住者向け住宅改修等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内にある空き家の有効活用を図り、もって市外からの移住・定住を促進するため、移住者が行う空き家の改修等に要する費用に対し、予算の範囲内において、串間市移住者向け住宅改修等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにつき、補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 市外から市内に転入（県内の高等学校、大学、高等専門学校等への就学、所属する企業等の業務命令に基づく転勤、所属する企業と関連のある企業等への赴任などの定住が見込めない理由その他市長が適当でないとした理由によるものを除く。以下この号において同じ。）をした者で転入後1年未満のものをいう。
- (2) 空き家 居住を目的として建築され、居住者がいない建物をいう。ただし、賃貸又は分譲を目的に建築された建物を除く。
- (3) 市税等 市区町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税（料）、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市への転入の日から起算して前1年以上市外に居住していた者
- (2) 移住者で補助事業を行う空き家に5年以上居住する意思を有する者
- (3) 当該空き家に居住する全員が市税等を滞納していない者
- (4) 当該空き家に居住する全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員でない者
- (5) これまでにこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のとおりとし、補助金の申請年度内に補助対象事業の完了が見込まれるものとする。

- (1) 空き家に係る住宅の機能向上のために行う修繕、模様替え、設備改善等に資する工事
- (2) 空き家にある家財道具の処分等の環境整備

2 前項の規定にかかわらず、国、県又は市の制度による他の補助等を受けている場合は、補助の対象としないものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前条第1項各号に規定する事業の着手前に串間市移住者向け住宅改修等事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 串間市移住者向け住宅改修等事業 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 串間市移住者向け住宅改修等事業 収支予算書（別記様式第3号）

- (3) 世帯全員の住民票の写し
 - (4) 申請者及び同一世帯員の市税等の滞納がないことを証する書類
 - (5) 対象となる工事等の見積書の写し
 - (6) 工事等施工予定箇所の写真
 - (7) 誓約書（別記様式第4号）
 - (8) 申請者が対象となる住宅の改修等を行うことができる権限を有することを証する書類
 - (9) 他の公的補助制度を利用している場合は、その制度の申請書の写し
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、串間市移住者向け住宅改修等事業補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第5号）により申請者へ通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、その申請事項に変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から14日以内に串間市移住者向け住宅改修等事業補助金変更申請書（別記様式第6号）に、第6条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額の範囲内において生じた申請事項の変更について、変更申請の必要がないと市長が認める場合はこの限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助の変更の可否を決定し、串間市移住者向け住宅改修等事業補助金変更決定（却下）通知書（別記様式第7号）により補助決定者にその旨を通知するものとする。

（完了報告及び交付確定）

第9条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了した日から30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、串間市移住者向け住宅改修等事業完了報告書（別記様式第8号）に、次の掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 串間市移住者向け住宅改修等事業 収支決算書（別記様式第9号）
- (2) 対象工事等の代金が分かる領収書及び請求書の写し
- (3) 対象工事等施工後の対象住宅等の現況及び工事等施行箇所の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の報告書の提出があったときは、内容を調査の上、補助金の額を確定し、串間市移住者向け住宅改修等事業補助金確定通知書（別記様式第10号）により、補助決定者に通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、補助決定者又は対象工事等を施工した事業者に対し、対象工事等の成果について説明を求め、又は実地調査をすることができる。

（補助金の請求及び交付）

第10条 補助決定者は、前条第2項の通知を受けた場合は、速やかに串間市移住者向け住宅改修等事業補助金交付請求書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、当該提出のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第11条 市長は、補助決定者又は既に補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき

は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。
 - (2) 対象工事等を承認なく変更し、又は中止したとき。
 - (3) 提出書類の虚偽の記載等不正な行為があったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。
- (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し費用な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費		補助率等	
空き家の改修	木工事	部屋の増改築、間仕切りの変更、床材・内壁等の変更等	補助対象事業の工事に要した費用又は30万円のいずれか少ない額（1,000円未満の端数切捨て）
	屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等	
	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等	
	建具工事	各種建具（ドアノブ、鍵、戸車、レール等）取替え等	
	内装工事	床、天井、壁等のクロス貼替え等	
	外装工事	外壁の改修、張替え、塗替え、コーキング補修等	
	塗装工事	屋根・外部鉄部塗替え等	
	左官タイル工事	室内壁塗替え、内外タイル貼替え補修等	
	給排水設備工事	給湯設備、浴室、洗面、トイレ、キッチン改修工事等	
	電気設備工事	老朽電気配線、コンセントの取替え等	
	エクステリア工事	空き家と一体化しているテラス及びベランダの設置、改修等	
	省エネ設備工事	空き家に組み込まれる省エネ設備の設置工事（家庭用蓄電池、高効率給湯器、雨水貯蓄設備等）	
外構工事等	車庫、物置、倉庫、門扉、壁等の工事及び植樹、剪定、除草等の植栽工事（空き家の改修と合わせて行うものに限る。）		
家財道具の処分等	入居又は空き家の改修のために不要な家財道具の搬出入、処分又は清掃	家財道具の処分等に要した費用又は10万円のいずれか少ない額（1,000円未満の端数切捨て）	

※補助対象の空き家の改修及び家財道具の処分等については、いずれか一方のみ受給できるものとする。

別記様式第1号（第6条関係）

串間市移住者向け住宅改修等事業補助金交付申請書

年 月 日

串間市長 様

住所 _____

フリガナ
氏名 _____

電話 _____

串間市移住者向け住宅改修等事業の補助を受けたいので、次のとおり申請します。

1 対象住宅の住所	串間市	
2 申請する事業内容 (改修の場合は対象工事)	<input type="checkbox"/> 改修 (_____)	<input type="checkbox"/> 家財道の処分等
3 申請金額	_____ 円	
4 事業費総額 (うち、補助対象事業費)	_____ 円 (_____ 円)	
5 申請事項	<input type="checkbox"/> 私（申請者）及び世帯員の全ては、市税等の滞納はありません。また、対象住宅及び同一世帯内において、現在までに当該事業補助金の支援を受けておりません。	
6 同意事項（※）	<input type="checkbox"/> 私（申請者）及び世帯員の全ては、私及び世帯員の住所登録の状況、市税等の納入状況及び他の公的助成制度の適用について、市長が関係当局に報告を求めることに同意します。	
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し <input type="checkbox"/> 市税等の滞納がないことを証する書類（世帯員全員） <input type="checkbox"/> 対象となる工事等の見積書の写し <input type="checkbox"/> 工事等施工予定箇所の写真（日付入） <input type="checkbox"/> 申請者が対象となる住宅の改修等を行うことができる権限を有することを証する書類 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 他の公的補助制度を利用している場合は、その制度の申請書の写し <input type="checkbox"/> （ _____ ）	

※ この同意事項によって、申請書及び世帯員の全てが、当該事項について同意したものとみなします。

串間市移住者向け住宅改修等事業
事業計画書

1 改修工事又は家財道具の処分等の 内容		
2 事業期間		～
3 施工等業者	所在地	
	電話番号	
	名称	
	所在地	
	電話番号	
	名称	
	所在地	
	電話番号	
	名称	

串間市移住者向け住宅改修等事業
収 支 予 算 書

◆収入の部

項目	予算額（円）	備考
市補助金		上限 30 万円（改修工事） 上限 10 万円（家財道具の処分等）
自己負担金		事業費総額（税抜）から市補助金を減じた額
合計	①	

◆支出の部

項目	予算額（円）	備考
事業費総額（税抜）		
合計	②	

誓約書

串間市長 様

住所

氏名

串間市移住者向け住宅改修等事業補助金の申請に当たり、下記の事項について相違ないことを誓約いたします。

記

1. 本事業により改修等を行った住宅に補助金の交付確定日から5年以上継続して居住します。
2. 本事業により改修等を行った住宅を補助金の交付確定日から5年未満に取り壊し、売却、賃貸等を行いません。
3. 改修等が完了したときは、速やかに当該住宅に入居します。
4. 県内の高等学校、大学、専門学校等への就学、所属企業等の業務命令に基づく転勤、所属企業と関連のある企業等への赴任等ではありません。
5. 串間市移住者向け住宅改修等事業補助金交付要綱を遵守し、申請事項等に違反又は事実と相違する場合は、串間市から受けた補助金の一部、又は全部を返還します。

様

串間市長

串間市移住者向け住宅改修等事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった改修等に対する補助については、次のとおり決定（却下）することにしたので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定の内容
- 3 留意事項
 - （1） 申請事項に変更又は廃止が生じた場合は、14日以内に変更申請書を提出し、市長の承認を受けること。（ただし、予算の都合により受付できない場合があります。）
 - （2） 対象事業の遂行状況について報告を求め、又は実施調査することがあること。
 - （3） 対象事業が完了したときは、30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了報告書に関係書類を添えて市長に提出すること。
 - （4） 申請内容に虚偽その他不正があった場合又は市長の指示に従わない場合は、補助の決定を取り消すことがあること。
- 4 却下の場合、その理由

様

串間市長

串間市移住者向け住宅改修等事業補助金変更決定（却下）通知書

年 月 日付で変更申請のあった改修等に係る補助については、次のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1 変更内容	
2 変更後の工事等金額及び補助額	工事等金額 円 補 助 額 円

3 留意事項

- (1) 申請事項に変更又は廃止が生じた場合は、14日以内に変更申請書を提出し、市長の承認を受けること。（ただし、予算の都合により受付できない場合があります。）
- (2) 対象事業の遂行状況について報告を求め、又は実施調査することがあること。
- (3) 対象事業が完了したときは、工事完了から30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了報告書に係る書類を添えて市長に提出すること。
- (4) 申請内容に虚偽その他不正があった場合又は市長の指示に従わない場合は、補助の決定を取り消すことがあること。

4 却下の場合、その理由

串間市移住者向け住宅改修等事業完了報告書

年 月 日

様

住所 _____

フリガナ
氏名 _____

電話 _____

年 月 日付け ー で交付決定を受けた移住者向け住宅改修
について完了したので、次のとおり報告します。

1 対象住宅の住所	串間市	
2 申請する事業内容 (改修の場合は対象工事)	<input type="checkbox"/> 改修 ()	<input type="checkbox"/> 家財道の処分等
3 事業期間	着工 年 月 日 完了 年 月 日	
4 事業費総額 (うち、補助対象事業費)	(円 (税抜) 円) (税抜)
5 添付書類等	<input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 対象工事の代金分かる領収書及び請求書の写し <input type="checkbox"/> 対象工事实施後の対象住宅の現況及び工事施行箇所の写真 (日付入) <input type="checkbox"/> その他 ()	

※串間市確認欄

上記のとおり、改修工事等が完了したことを確認した。

年 月 日

職名 _____ 氏名 _____

串間市移住者向け住宅改修等事業
収 支 決 算 書

◆収入の部

項目	予算額（円）	備考
市補助金		上限 30 万円（改修工事） 上限 10 万円（家財道具の処分等）
自己負担金		事業費総額（税抜）から市補助金を減じた額
合計	①	

◆支出の部

項目	予算額（円）	備考
事業費総額（税抜）		
合計	②	

文 書 番 号
年 月 日

様

串間市長

串間市移住者向け住宅改修等事業補助金確定通知書

年 月 日付け ー 号で交付決定しました改修等について、交付する補助金の額を
確定しましたので、下記のとおり通知します。

記

補助確定額

円

年 月 日

串間市長 様

住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____

電 話 _____

串間市移住者向け住宅改修等事業補助金交付請求書

串間市移住者向け住宅改修等事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

金融機関名	
支店名	
預金種類	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※ 補助対象者名義の口座を記入してください。